

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月25日

【発行者名】 シュローダー証券投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 カルロ・トラバトーニ

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 西山 寛

【電話番号】 03-5293-1223

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 シュローダー・マスター・オープン

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 上限：1,000億円

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

シュローダー・マスター・オープン（以下、「ファンド」ということがあります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・振替内国投資信託受益権(以下「振替受益権」といいます。)

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

買付申込日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、ファンドに属する有価証券等を時価評価して得たファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をその時の受益権総口数で除した1口当たり（便宜的に1万口当たりで表示されることがあります。）の純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

日々の基準価額は、計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に「マスター」として掲載されます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

- ・販売会社(野村證券株式会社)
- ・シュローダー証券投信投資顧問株式会社(以下「委託会社」または「委託者」といいます。)

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、買付申込日の基準価額に、販売会社が定める3.15%（税抜3.00%）以内の率を乗じて得た額とします。

※「税抜」の「税」とは、消費税および地方消費税を示します。（以下同じ。）

なお、申込手数料および申込手数料に係る消費税等に相当する金額は、申込代金から差し引かれます。

（分配金再投資の取扱い）

※ファンドは、収益分配がなされた場合、税金を差し引いた後、分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資」専用ファンドです。また、自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合、発行価格は各計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

申込手数料の取扱いについては、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

1万円以上1円単位

※「自動けいぞく投資契約」に基づき収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位とします。

(7) 【申込期間】

平成23年2月26日から平成23年8月26日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

次の場所においてお申込みを取り扱います。

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

※国内の全ての本支店等で取り扱います。以下、上記を「販売会社」といいます。

※販売会社と販売会社以外の証券会社または登録金融機関等が取次契約を結ぶことにより、当該証券会社また登録金融機関等がファンドを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

(9) 【払込期日】

買付申込者は、原則として買付申込日より起算して4営業日目までに、申込代金を販売会社に支払います。なお、販売会社が別に定める所定の方式により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

各買付申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

買付の申込みを行った販売会社の申込取扱場所（前記「(8)申込取扱場所」をご参照ください。）

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

①日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

②振替受益権について

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。※

※ファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)は原則として受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録され、振替受益権となっています。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他規則にしたがって支払われます。

〔振替受益権の振替口座簿への増加の記載または記録〕

買付申込者は販売会社に、買付申込と同時にまたは予め当該買付申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の追加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口

座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

〔振替受益権の振替口座簿への減少の記載または記録〕

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が換金の申込みを行うときは、振替受益権をもって行うものとします。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

「シュローダー・マスター・オープン」は、主としてわが国の株式に投資し、信託財産の成長を目的として積極的な運用を行うことを基本とします。株式の投資にあたっては、景気回復期待、収益成長力等を勘案し、中長期的に成長性の見込める銘柄を中心に投資を行う予定です。

運用にあたってはRussell/Nomura Total Marketインデックス^(注1)をベンチマーク^(注2)とします。

ファンドは、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社との合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(注1) Russell/Nomura Total Marketインデックス^(注1)は、野村証券株式会社が公表している株式の指数で、その知的財産権は野村証券株式会社およびRussell Investmentsに帰属しています。なお、野村証券株式会社およびRussell Investmentsは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われるシュローダー証券投信投資顧問株式会社の事業活動、サービスに関し責任を負うものではありません。

(注2) ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指数のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。また、わが国の株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

当ファンドは、社団法人投資信託協会の定める商品分類上、追加型投信／国内／株式に属します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株 式
		債 券
	海外	不動産投信
		その他資産 ()
追加型投信	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とす

る旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式 一般	年1回	グローバル
大型株	年2回	日本
中小型株	年4回	北米
債券 一般	年6回 (隔月)	欧州
公債		アジア
社債	年12回 (毎月)	オセアニア
その他債券 クレジット属性 ()	日々	中南米
不動産投信	その他 ()	アフリカ
その他資産 ()		中近東 (中東)
資産複合		エマージング
資産配分固定型		
資産配分変更型		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

株式 一般

目論見書又は投資信託約款において、主として株式（大型株および中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。）に投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(注) 上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、「社団法人 投資信託協会」のHP (<http://www.toushin.or.jp>) をご覧ください。

(2) 【ファンドの沿革】

平成6年12月2日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

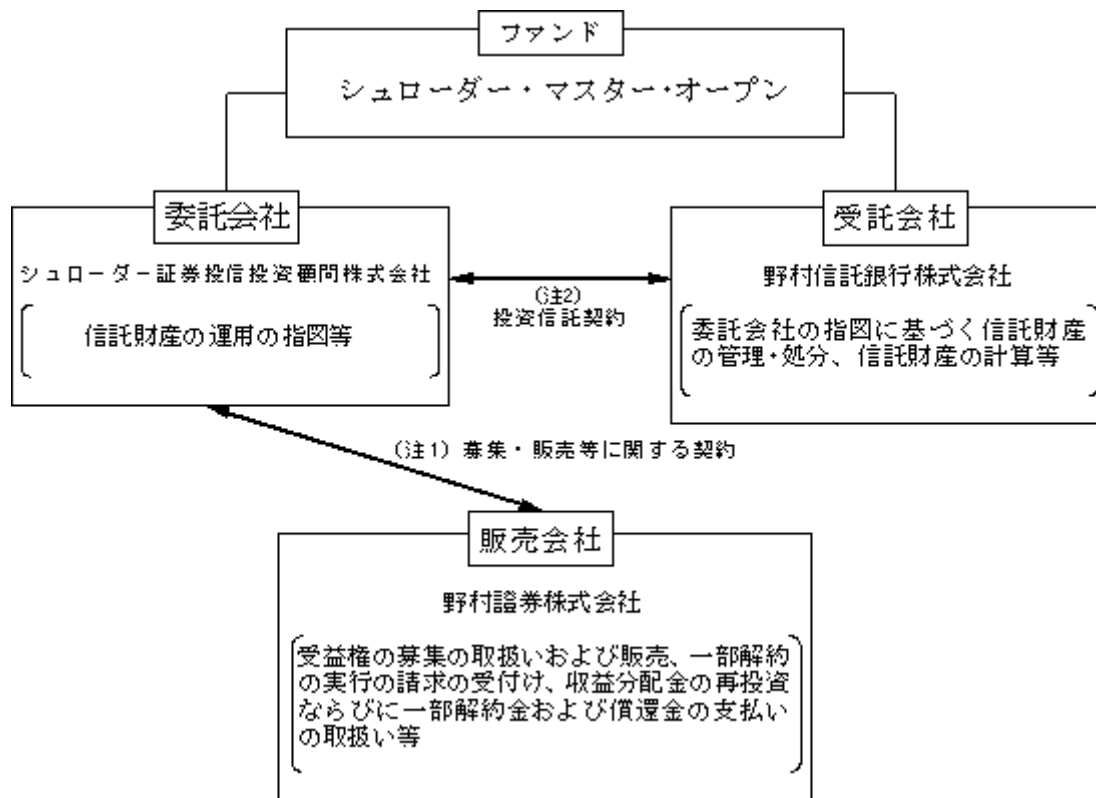
①ファンドの仕組み

投資者からの資金をまとめてシュローダー・マスター・オープンとし、その資金をわが国の株式等に投資して運用を行う仕組みです。



②ファンドの関係法人

	名 称	運営上の役割
委託会社	シュローダー証券投信投資顧問株式会社	信託財産の運用の指図等を行います。
受託会社	野村信託銀行株式会社	委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行います。
販売会社	野村證券株式会社	受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。



（注1）募集・販売等に関する契約

販売会社と委託会社との間で「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」（同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。）が締結されます。
受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

（注2）投資信託契約

受託会社と委託会社の間で「シュローダー・マスター・オープン 投資信託契約書」が締結されます。
信託財産の運用方針、運営方法に関する事項、委託会社、受託会社および受益者の権利義務に関する事項、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。

③委託会社の概況

1. 資本金の額 490百万円（平成22年12月末現在）

2. 沿革

昭和60年12月10日	（株）シュローダー・インベストメント・マネージメント設立
平成3年12月20日	シュローダー投信株式会社設立
平成9年4月1日	シュローダー投信株式会社と（株）シュローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立
平成19年4月3日	シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更

3. 大株主の状況

(平成22年12月末現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー ^(注1)	オランダ アムステルダム ZX1077 7F アトリウム 3105 ストラウヴィンスキーラーン	9,800株	100%

(注1) シュローダー・グループの概要

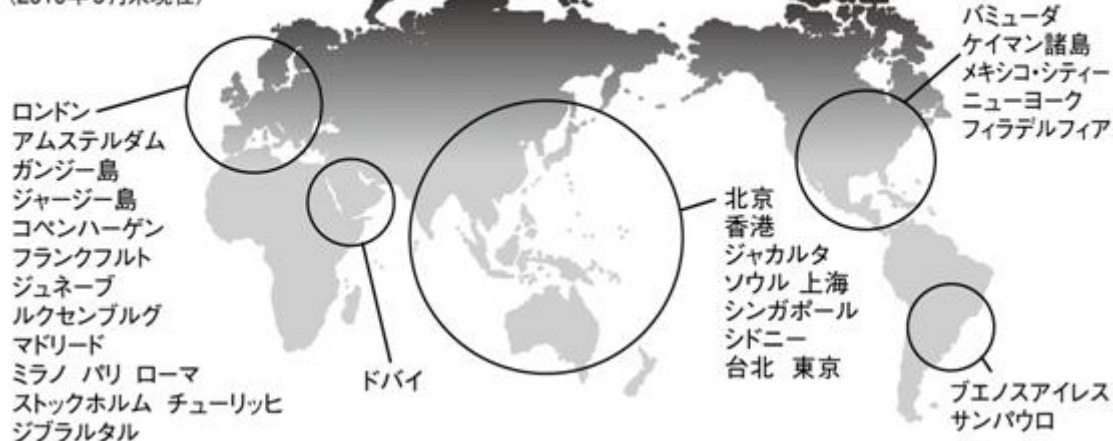
ロンドン証券取引所上場のシュローダー・ピーエルシー傘下のシュローダー・グループは、1804年に英国で創業した国際金融グループで、ロンドンに本拠地を置き、グローバルにオフィスを展開しています。なお、運用総資産額は約23.9兆円（2010年9月末現在、1英ポンド＝131.64円で換算）にのぼります。

日本では、1985年に（株）シュローダー・インベストメント・マネージメントを設立し資産運用業務を開始しました。また1991年にシュローダー投信株式会社を設立、1997年4月には両社が合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社となりました。また、2007年4月に商号を変更し、シュローダー証券投信投資顧問株式会社となっております。

シュローダーと日本との関係は大変深く、明治政府が発行した日本最初の外債「九分利付英貨公債」（100万ポンド、明治3年発行）の引受主幹事を務め、また1923年の関東大震災の後にも、政府が発行した外債の引受を行い、震災地域の復興に深く関わりました。

シュローダー・グループの
グローバル・ネットワーク

(2010年9月末現在)

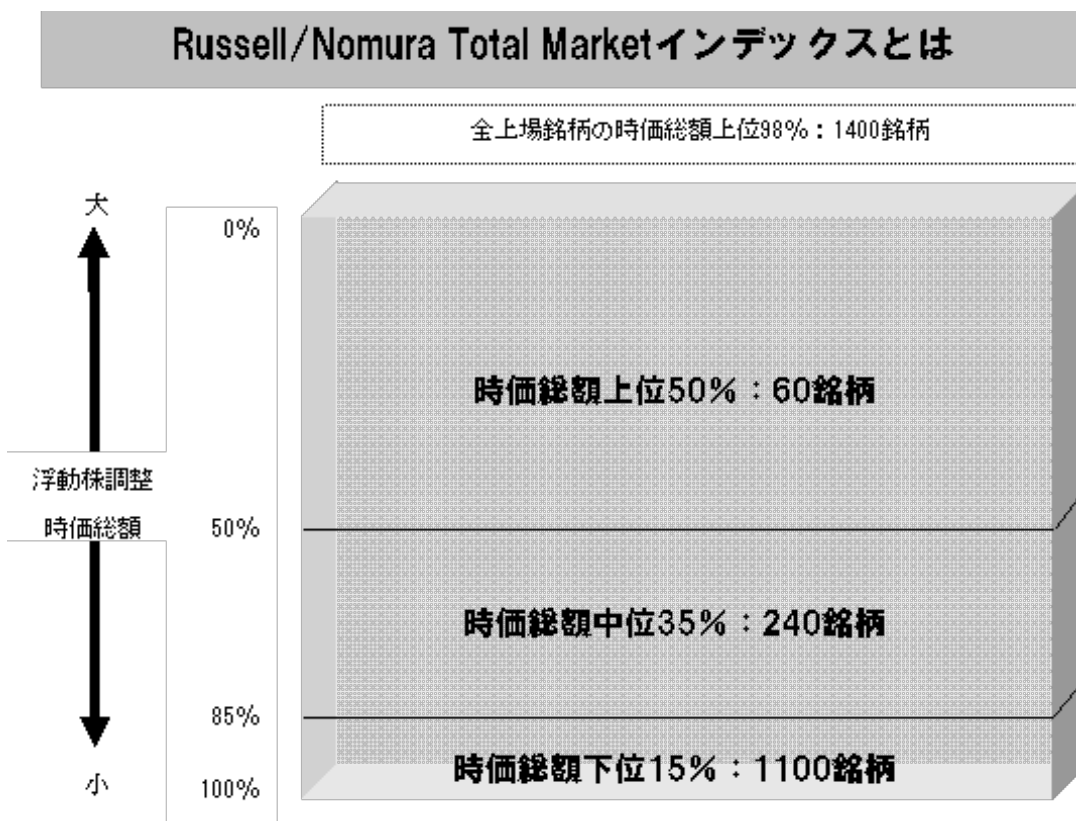


2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

<投資態度>

- ①主としてわが国の株式に投資し、信託財産の成長を目指します。
- ②株式の投資にあたっては、景気回復期待、収益成長力等を勘案し、中長期的に成長性を見込める銘柄を中心に投資を行う予定です。
- ③運用にあたっては、Russell/Nomura Total Marketインデックスをベンチマークとし、中・小型株にも積極的に投資します。



Russell/Nomura Total Marketインデックスは、日本株式市場全体の時価総額上位の98%をカバーしています。採用銘柄数は1400銘柄です。

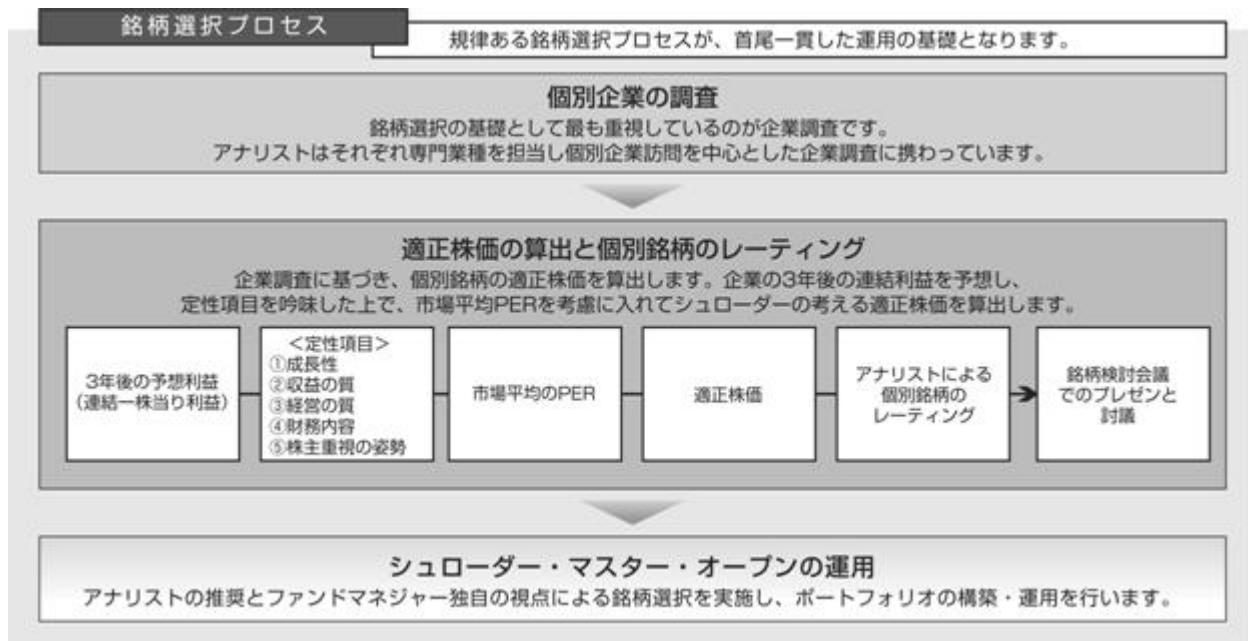
60銘柄で、Russell/Nomura Total Marketインデックス時価総額上位50%を占めます。

300銘柄で、Russell/Nomura Total Marketインデックス時価総額上位85%を占めます。

1100銘柄で、Russell/Nomura Total Marketインデックス時価総額下位15%を占めます。

（出所：野村證券 2010年12月末現在）

- ④株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑤シュローダー・グループの日本株アナリストによる綿密な個別企業調査に基づくボトムアップ・アプローチにより、アクティブ運用を行います。銘柄選択に際しては、規模（時価総額の大小）・業種別比率を限定しません。



2010年12月末現在

※上記の運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

(2) 【投資対象】

＜投資対象＞

①有価証券の指図範囲（信託約款第15条第1項）

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から6.までの証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国の者の発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
9. 投資信託証券（外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。以下同じ。）
10. 外国法人の発行する証券又は証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

14. 銀行、信託会社その他の政令で定める者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国の者に対する権利で同様の有価証券の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。

なお、1.の証券または証書および7.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から5.までの証券および7.の証券のうち2.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

②金融商品の指図範囲（信託約款第15条第2項）

委託者は、信託金を、上記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

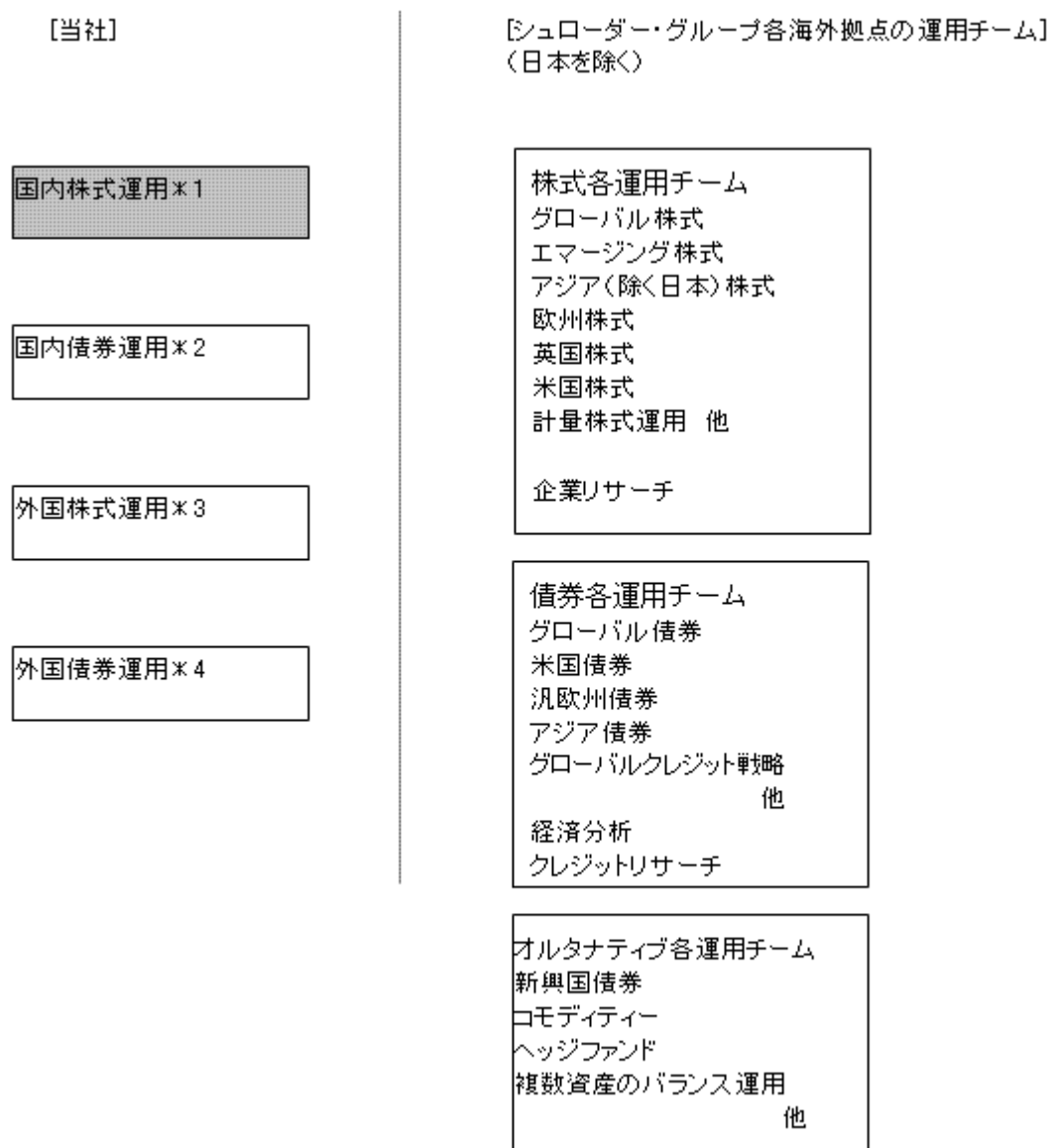
③その他の投資対象と指図範囲

先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款第19条）、外国為替予約の指図（信託約款第23条）、資金の借入れ（信託約款第32条）に規定する指図を行うことができます。（詳細は後記「(5)投資制限」をご参照ください。）

(3) 【運用体制】

□運用体制

シュローダー証券投信投資顧問（国内株式運用担当）がファンドの運用を行います。運用にあたっては、シュローダー証券投信投資顧問が「投資運用業務に係る業務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループ全体での運用体制を示しています。）で臨みます。



*1 国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図

*2 国内債券運用における投資戦略の策定、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図

*3 外国株式運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

*4 外国債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

□内部管理体制

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス&リスク管理部がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確認を行います。

約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は同部によって日々モニタリングされ、是正が必要と認められた場合には、ファンドマネジャーおよびファンド担当者に必要な措置を講じるよう求めます。

□受託銀行に関する管理の体制

信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合には、受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めています。受託銀行における内部統制については、各受託銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

なお、運用体制等は、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（毎年12月1日。ただし当該日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は繰越分を含めた諸経費控除後の利子・配当収入^(注1)と売買益（評価損益を含みます。）^(注2)等の全額とします。
2. 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わず、次期以降に繰り越すこともあります。
3. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
4. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（注1）利子・配当収入とは、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいい、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

（注2）売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額をいい、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対して、原則として税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

<約款で定める投資制限>

①株式への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

株式への投資割合には、制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③同一銘柄の株式への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の転換社債等への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥外貨建資産への投資（信託約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

⑦投資信託証券への投資（約款第15条第4項）

委託者は、信託財産に属する投資信託証券（公社債投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑧投資する株式等の範囲（信託約款第17条）

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定のものを含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

⑨先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款第19条）

1. 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとし、

（イ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（ロ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

（ハ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を

上回らない範囲内とします。

2. 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

(イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

(ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

(ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

(イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金ならびに第15条第2項に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

(ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第15条第2項に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

(ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑩投資する公社債の範囲（信託約款第20条）

委託者が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下同じ。）、外国または外国法人の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当または株主割当により取得する公社債についてはこの限りではありません。

⑪特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第22条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑫外国為替予約の指図（信託約款第23条）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑬資金の借入れ（信託約款第32条）

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、また、再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）を行うことができるものとします。

2. 委託者は前項の規定により借り入れた借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

3. 委託者は第1項に定める借入れの指図および必要な担保の差入れの指図を行うこととします。

4. 1. に定める資金借入額は、次の各号にあげる範囲内の額とします。

（イ）信託財産で保有する有価証券等の売却代金、解約代金および償還金等により受取りの確定している資金の合計額の範囲内。

（ロ）かつ、信託財産の純資産額の100分の10を超えない額の範囲内。

（ハ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのために借り入れた場合については、収益分配金のうち再投資に係る額の範囲内。

5. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、解約代金の支払いのために行う信託財産の売却等により受取りの確定している当該資金の受入日までとします。

6. 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

7. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<法令上の投資制限>

①同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

②デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3 【投資リスク】

当ファンドは主に国内の株式を投資対象としますので、組入株式の株価の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。

なお、以下に記載するリスクは当ファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したものではなく、それ以外のリスクも存在する場合があることにつきご留意ください。

(1) 組入株式の価格変動リスク、信用リスク

ファンドの投資対象である株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。株式の価格は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。

組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

(2) その他のリスクおよび留意点

・組入株式の規模・業種別比率に関する留意点

ファンドは規模(時価総額の大小、以下同じ)・業種別の投資比率を限定しないので、銘柄選択の結果として規模・業種別比率が偏ることもあり、特定のカテゴリーの影響を大きく受けることがあります。

・ファンドからの資金流出に伴うリスクおよび留意点

一部解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく変動する要因となります。また、保有証券の売却代金の回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

・短期金融商品の信用リスク

ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

・収益分配金に関する留意点

ファンドは、決算時に諸経費控除後の利子・配当収入および売買益等の中から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して収益の分配を行います。これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、分配対象額が少額の場合等、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

・信託の途中終了

信託契約の一部解約により、受益権の口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1を下回ることとなった場合、または取引市場の混乱などその他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

・買付・解約の中止

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が生じた場合には、受益権の買付、一部解約の実行の請求の各申込みの受付けを中止することあるいは、すでに受付けた当該申込みの受付けを取り消すことがあります。

・投資の基本方針に沿った運用ができない場合

ファンドが投資を行うわが国の株式市場の混乱やファンドに大量の解約が生じた場合などには、機動的に保有資産の売却ができないことが想定されます。こうした場合を含め、資金動向、市況動向その他の要因等によっては、投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

・運用体制の変更

ファンドの運用体制は、今後、変更となる場合があります。

(3) リスク管理

・ファンドの運用リスク管理

リスク管理のプロセスとして、銘柄選択の過程そのものにおける管理を重視し、参考としてポートフォリオの全体像においてチェックを実施します。具体的には、調査による銘柄選択が最大のリスク管理と考えており、投資対象について徹底したファンダメンタルズ分析を行います。株式については十分な分散を行うことでリスクを軽減します。

ポートフォリオの計量的検証に関しては、事後的検証としてバーラを利用して推定トラッキングエラーを推定する他、リスク分解・各種リスクインデックスの把握を行い、これをモニターしております。

・内部牽制体制の整備状況

当社では運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっています。これにより、運用部門は各ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で最適な投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注を目指すことで信託財産相互間の公平性を確保しています。

また、各部門が適正に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス&リスク管理部が各部門の業務手続きを見直し、エラーや違反が行われた場合には改善の提言および改善の実施状況のチェックを行います。

さらに、コンプライアンス&リスク管理部のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックします。コンプライアンス&リスク管理部ではまた、各部門に対し定期的にコンプライアンス・セッションを行い、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行います。

・内部検査体制

コンプライアンス&リスク管理部は、リスク査定の結果をベースとした年間モニタリング計画に基づいて、運用部門、管理部門や営業部門も含め、各部門が法令・諸規則、協会諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて各種内部資料をチェックします。問題もしくは懸念事項が発見された場合には、必要な改善策とその実施スケジュールを各部門長と合意に至るまで協議し、合意された改善策の実施状況を確認します。

・外部監査について

外部監査としては、会計監査並びに投信法に基づく投信ファンド監査、シュローダー・グループの財務諸表監査および諸手続きの監査、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）[※]準拠の検証、投資一任契約に係る資産運用管理業務に係る内部統制についての検証が、各々監査法人により定期的に実施されています。加えて、シュローダー・グループの内部監査部門が定期的に弊社を訪問し、各部門・業務に対する監査を行っています。

※グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）とは、IPC（Investment Performance Council）が所管するパフォーマンス基準（資産運用会社が自社の投資パフォーマンスの記録を顧客に対して提示するための基準）をいいます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

買付申込日の基準価額に、販売会社が定める3.15%(税抜3.00%)以内の率を乗じて得た額とします。

なお、申込手数料および申込手数料に係る消費税等に相当する金額は、申込代金から差し引かれます。

（分配金再投資の取扱い）

※自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合の販売価額（発行価格）は、各計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

申込手数料の取扱いについては、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

該当事項はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の157.5(税抜150.0)の率を乗じて得た金額とします。なお、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、また、信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社への配分は、販売会社の取扱純資産残高に対して、次の通りです。（括弧内は税抜表示）

	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	年1.5750% (年1.5000%)	年0.8925% (年0.8500%)	年0.5775% (年0.5500%)	年0.1050% (年0.1000%)
100億円超の部分	年1.5750% (年1.5000%)	年0.5250% (年0.5000%)	年0.9450% (年0.9000%)	年0.1050% (年0.1000%)

(4)【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

1. 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用およびこれらに係る消費税等相当額

2. 外貨建資産の保管等費用

3. 借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替えた立替金の利息

4. その他信託事務の処理等に要する諸費用として以下を信託財産中から支弁できます。

① ファンド監査費用

② 法律顧問・税務顧問への報酬

③ 目論見書の作成・印刷・交付費用

④ 有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用

⑤ 信託約款の作成・印刷・届出費用

⑥ 運用報告書の作成・印刷・交付費用

⑦ 公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の

作成・印刷・交付に係る費用

⑧投信振替制度に係る費用および手数料等

委託会社は、上記4.の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.0525%（税抜0.0500%）相当額を上限として、係る諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、係る諸費用の年率を見直し、0.0525%（税抜0.0500%）を上限としてこれを変更することができます。上記4.の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る諸費用は、毎計算期末および信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

※1.から3.の費用は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記費用の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

①個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税の対象となる普通分配金については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度の適用があります。また、総合課税または申告分離課税を選択し、確定申告をすることもできます。

ii. 解約時および償還時

解約時および償還時の取得価額超過額（取得価額と個別元本額が一致する場合には個別元本超過額）は譲渡益として取り扱われ、これについては、申告分離課税が適用されます。また、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用をすることにより、この譲渡益を申告不要とすることも可能です。平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得（申告分離課税が行なわれるものに限り）および株式等の譲渡益等との通算が可能となります。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税の対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

なお、当ファンドは、受取配当に係る益金不算入制度の適用があります。

※個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

・収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特

別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、1.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、2.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

※上記の税率は、平成22年12月末現在で適用されている税率を基にしており、今後、税法等が改正された場合には変更されることがあります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(平成22年12月末現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	581,312,000	99.25
コール・ローン、金銭信託、 その他（負債控除後）	-	4,375,189	0.75
合計（純資産総額）	-	585,687,189	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数点以下第3位を四捨五入しておりますので、合計数値が合致しない場合があります。

(注3) 「国／地域」は、有価証券の発行地または上場金融商品取引所等の国／地域を表記しております。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成22年12月末現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	7,200	3,080.00	22,176,000	3,215.00	23,148,000	3.95
2	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	8,000	2,564.00	20,512,000	2,892.00	23,136,000	3.95
3	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	23	650,000.00	14,950,000	680,000.00	15,640,000	2.67
4	日本	株式	三井物産	卸売業	11,600	1,318.00	15,288,800	1,341.00	15,555,600	2.66
5	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	3,800	3,805.00	14,459,000	3,675.00	13,965,000	2.38
6	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	16,000	786.00	12,576,000	822.00	13,152,000	2.25
7	日本	株式	TDK	電気機器	2,300	5,400.00	12,420,000	5,650.00	12,995,000	2.22
8	日本	株式	日東電工	化学	3,300	3,515.00	11,599,500	3,825.00	12,622,500	2.16
9	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	3,700	3,310.00	12,247,000	3,220.00	11,914,000	2.03
10	日本	株式	JXホールディングス	石油・石炭製品	21,200	531.00	11,257,200	551.00	11,681,200	1.99
11	日本	株式	オリックス	その他金融業	1,450	7,220.00	10,469,000	7,990.00	11,585,500	1.98
12	日本	株式	アシックス	その他製品	11,000	929.00	10,219,000	1,044.00	11,484,000	1.96
13	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	3,700	3,020.00	11,174,000	3,095.00	11,451,500	1.96
14	日本	株式	エア・ウォーター	化学	11,000	992.00	10,912,000	1,037.00	11,407,000	1.95
15	日本	株式	アルプス電気	電気機器	11,800	823.00	9,711,400	942.00	11,115,600	1.90
16	日本	株式	KDDI	情報・通信業	22	486,000.00	10,692,000	469,000.00	10,318,000	1.76
17	日本	株式	上組	倉庫・運輸関連業	15,000	648.00	9,720,000	682.00	10,230,000	1.75
18	日本	株式	千葉銀行	銀行業	19,000	495.00	9,405,000	528.00	10,032,000	1.71
19	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	22,700	397.00	9,011,900	439.00	9,965,300	1.70
20	日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	27,000	376.00	10,152,000	369.00	9,963,000	1.70
21	日本	株式	参天製薬	医薬品	3,500	2,884.00	10,094,000	2,820.00	9,870,000	1.69
22	日本	株式	スルガ銀行	銀行業	13,000	708.00	9,204,000	756.00	9,828,000	1.68
23	日本	株式	小松製作所	機械	3,900	2,336.00	9,110,400	2,457.00	9,582,300	1.64
24	日本	株式	日産化学工業	化学	9,000	1,019.00	9,171,000	1,053.00	9,477,000	1.62
25	日本	株式	日本電気硝子	ガラス・土石製品	7,000	1,138.00	7,966,000	1,172.00	8,204,000	1.40
26	日本	株式	ドン・キホーテ	小売業	3,100	2,529.00	7,839,900	2,473.00	7,666,300	1.31
27	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	9,900	800.00	7,920,000	773.00	7,652,700	1.31
28	日本	株式	日本触媒	化学	9,000	792.00	7,128,000	840.00	7,560,000	1.29
29	日本	株式	HOYA	精密機器	3,800	1,946.30	7,395,950	1,972.00	7,493,600	1.28

30	日本	株式	長谷工コーポレーション	建設業	103,000	75.00	7,725,000	72.00	7,416,000	1.27
----	----	----	-------------	-----	---------	-------	-----------	-------	-----------	------

（注）「国／地域」は、有価証券の発行地または上場金融商品取引所等の国／地域を表記しております。

種類別及び業種別投資比率

国内／外国	種類	業種	投資比率（％）
国内	株式	電気機器	12.55
		輸送用機器	10.72
		銀行業	9.04
		卸売業	8.70
		化学	7.61
		情報・通信業	7.24
		医薬品	6.43
		機械	5.36
		小売業	3.21
		陸運業	3.14
		建設業	2.75
		その他製品	2.63
		証券、商品先物取引業	2.05
		石油・石炭製品	1.99
		その他金融業	1.98
		不動産業	1.80
		サービス業	1.80
		倉庫・運輸関連業	1.75
		保険業	1.51
		ガラス・土石製品	1.40
		精密機器	1.28
		ゴム製品	1.07
		鉄鋼	0.99
		電気・ガス業	0.85
		非鉄金属	0.77
		食料品	0.62
合計		99.25	

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する、各業種の評価額比率です。

（注2）投資比率は、小数点以下第3位を四捨五入しておりますので、合計数値が合致しない場合があります。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第7期	(平成13年12月 3日)	2,817,171,130	2,817,171,130	0.6935	0.6935
第8期	(平成14年12月 2日)	2,278,451,248	2,278,451,248	0.6200	0.6200
第9期	(平成15年12月 1日)	2,215,196,847	2,215,196,847	0.6624	0.6624
第10期	(平成16年12月 1日)	2,113,176,164	2,113,176,164	0.7067	0.7067
第11期	(平成17年12月 1日)	2,308,241,544	2,308,241,544	0.9970	0.9970
第12期	(平成18年12月 1日)	1,943,176,031	1,943,176,031	0.9744	0.9744
第13期	(平成19年12月 3日)	1,472,252,028	1,472,252,028	0.8985	0.8985
第14期	(平成20年12月 1日)	593,144,707	593,144,707	0.4355	0.4355
第15期	(平成21年12月 1日)	622,293,558	622,293,558	0.4940	0.4940
第16期	(平成22年12月 1日)	565,860,761	565,860,761	0.5274	0.5274
	平成21年12月末日	650,004,257	—	0.5236	—
	平成22年 1月末日	646,293,040	—	0.5260	—
	平成22年 2月末日	637,594,637	—	0.5245	—
	平成22年 3月末日	676,561,217	—	0.5746	—
	平成22年 4月末日	673,425,556	—	0.5906	—
	平成22年 5月末日	598,543,466	—	0.5317	—
	平成22年 6月末日	564,429,085	—	0.5043	—
	平成22年 7月末日	560,374,421	—	0.5066	—
	平成22年 8月末日	518,701,220	—	0.4721	—
	平成22年 9月末日	541,758,309	—	0.4980	—
	平成22年10月末日	530,731,261	—	0.4913	—
	平成22年11月末日	561,765,366	—	0.5235	—
	平成22年12月末日	585,687,189	—	0.5471	—

② 【分配の推移】

期	1口当たりの分配金 (円)
第7期	0.0000
第8期	0.0000
第9期	0.0000
第10期	0.0000
第11期	0.0000
第12期	0.0000
第13期	0.0000
第14期	0.0000
第15期	0.0000
第16期	0.0000

③【収益率の推移】

期	収益率（分配金込み）（％）
第7期	△20.5
第8期	△10.6
第9期	6.8
第10期	6.7
第11期	41.1
第12期	△2.3
第13期	△7.8
第14期	△51.5
第15期	13.4
第16期	6.8

（注）収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から前計算期末の基準価額（分配落ちの額）を控除した額を当該前期末基準価額で除して得た値に100を乗じて得た値。

<参考情報>

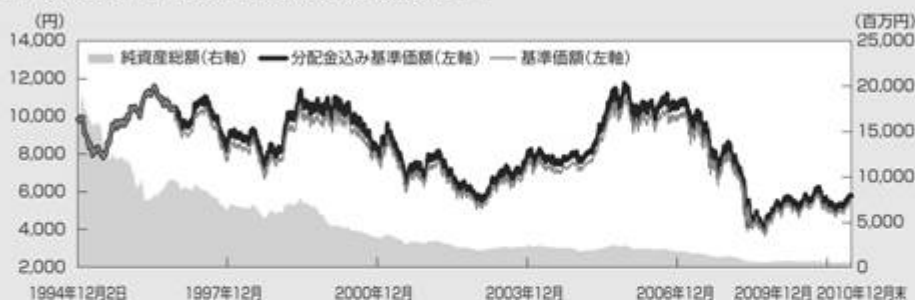
以下の情報は、金融商品取引法第15条第2項に規定する投資信託説明書（交付目論見書）に記載されているファンドの運用状況です。

3.運用実績

2010年12月末現在

基準価額・純資産の推移

■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移 ■



基準価額	5,471 円
純資産総額	586 百万円

※分配金込み基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※設定日：1994年12月2日

分配の推移

■ 分配金(1万口当たり、税引前) ■

決算期	分配金
2006年12月	0 円
2007年12月	0 円
2008年12月	0 円
2009年12月	0 円
2010年12月	0 円
設定来累計	650 円

主要な資産の状況

■ 組入上位業種 ■

順位	業種名	投資比率(%)
1	電気機器	12.55
2	輸送用機器	10.72
3	銀行業	9.04
4	卸売業	8.70
5	化学	7.61

■ 組入上位銘柄 ■

順位	銘柄名	業種	投資比率(%)
1	本田技研工業	輸送用機器	3.95
2	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3.95
3	東海旅客鉄道	陸運業	2.67
4	三井物産	卸売業	2.66
5	日本電信電話	情報・通信業	2.38
6	伊藤忠商事	卸売業	2.25
7	T D K	電気機器	2.22
8	日東電工	化学	2.16
9	トヨタ自動車	輸送用機器	2.03
10	J Xホールディングス	石油・石炭製品	1.99

年間収益率の推移



※ファンドの騰落率は税引前分配金を再投資した基準価額の騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数
第7期	7,971,612	249,210,181
第8期	1,450,342	388,884,660
第9期	37,431,213	367,860,660
第10期	46,055,381	400,312,414
第11期	2,472,933	677,421,992
第12期	23,937,274	344,922,265
第13期	634,556	356,203,462
第14期	563,389	277,054,512
第15期	332,344	102,641,180
第16期	453,303	187,243,568

（注）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

<買付申込みの受付け>

申込期間中における各営業日に受益権の募集が行われます。

買付申込みの受付けは、原則として午後3時までに申込みが行われ、かつ当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。受付時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた買付申込みの受付けを取り消すことがあります。

ファンドは、収益の分配がなされた場合、税金を差し引いた後、分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資」専用ファンドです。買付申込者は、申込みの際、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を締結します。

なお、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を含むものとします。

<買付価額と申込代金>

受益権の買付価額は、買付申込日の基準価額とします。

申込代金は、買付価額に買付申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した額となります。

<申込単位>

1万円以上1円単位

※「自動けいぞく投資契約」に基づき収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位とします。

<振替受益権の振替口座簿への増加の記載または記録>

買付申込者は販売会社に、買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2 【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求）

<換金（解約）申込みの受付け>

一部解約の申込みの受付けは、原則として午後3時までに申込みが行われ、かつ当該申込みの受付に係る販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込分とします。受付時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことがあります。

一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして計算された価額とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件あたり10億円を超える一部解約の実行の請求は行えません。この他、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

<換金価額>

換金価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。換金代金は、換金価額から換金に係る税金を引いた金額となります。

換金代金は、原則として、受益者の請求を受け付けた日から起算して4営業日目から販売会社にて受益者に支払います。

換金価額は、原則として、委託会社の営業日に日々計算されます。

換金価額は、販売会社または後記「照会先」にお問い合わせください。

<換金の申込単位>

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位または1円単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

<振替受益権の振替口座簿への減少の記載または記録>

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の申込みを受益者が行うときは、振替受益権をもって行うものとします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

1. 基準価額の算出方法

基準価額とは信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価^{（注）}して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した1口当たり（便宜的に1万口当たりで表示されることがあります。）の金額をいいます。（なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。）

（注）ファンドの主な組入資産の評価方法

資産の種類		評価方法
国内株式	上場株式	原則として金融商品取引所における計算日の最終相場により評価

（※）上記での評価が適当でないと判断される場合には別の方法により評価が行われることもあります。

2. 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として、委託会社の営業日に日々計算されます。

3. 基準価額の公表

基準価額は原則として、計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に「マスター」として掲載されます。
なお、販売会社または後記「照会先」においてご照会いただけます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成6年12月2日（当初信託設定日）より平成26年12月1日までとします。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年12月2日から翌年12月1日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は当該日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

1. 償還条項と信託の終了

(イ) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が、当初設定に係る受益権総口数の10分の1を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。なお、当初設定に係る受益権の口数は、168億6,579万8,245口です。

(ロ) 委託会社は、信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(ハ) 上記（イ）または（ロ）の場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。また、この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ニ) 上記（ハ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間（一月を下らないものとします。）内に異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定の期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えることとなった場合には、信託契約の解約を行いません。信託契約の解約を行わないこととなった場合には、信託契約を解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を、知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

(ホ) なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には本規定は適用されません。

(ヘ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ト) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「3. 信託約款の変更」（二）に該当する場合を除き、その当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はあらかじめ監督官庁に届出のうえ、委託会社は

信託契約を解約し、信託を終了させます。

2. 運用報告書

委託会社は、毎年12月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、当該信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。

3. 信託約款の変更

(イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ)委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ)上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間（一月を下らないものとし、す。）内に異議を述べるべき旨を付記するものとし、す。

(ニ)上記(ハ)の一定の期間内に信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えることとなった場合には、信託約款の変更は行わないこととし、す。

(ホ)委託会社は、信託約款の変更を行わないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

(ヘ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)から(ホ)までの規定にしたがいます。

4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5. 関係法人との契約について

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」（同様の権利義務関係を規定する別の名称の契約を含みます。）の有効期間は、1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも何らの意思表示もないときは、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

1.収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、販売会社に交付されます。

2.販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②償還金に対する請求権

1.償還金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して受益権の抹消手続きと引き換えに支払われます。

2.償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

3.受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その

権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③換金（解約）請求権

1. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。この場合、受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

2. 一部解約金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払われます。

3. 一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内（一月を下らないものとします。）に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

⑤帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

⑥受益者集会

受益者集会は開催しません。従ってその議決権は存在しません。

（照会先）

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

電話 03-5293-1323

（受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <http://www.schroders.co.jp>

第3 【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。ただし、第15期計算期間（平成20年12月2日から平成21年12月1日まで）については「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）の附則第16条第2項本文を適用しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間（平成20年12月2日から平成21年12月1日まで）及び第16期計算期間（平成21年12月2日から平成22年12月1日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

シュローダー・マスター・オープン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第15期 (平成21年12月1日現在)	第16期 (平成22年12月1日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,406,818	4,442,477
株式	611,839,100	559,668,400
未収入金	4,728,312	6,386,896
未収配当金	2,441,300	2,724,250
未収利息	—	6
流動資産合計	632,415,530	573,222,029
資産合計	632,415,530	573,222,029
負債の部		
流動負債		
未払金	4,583,740	2,655,440
未払受託者報酬	347,419	292,612
未払委託者報酬	4,864,570	4,096,828
その他未払費用	326,243	316,388
流動負債合計	10,121,972	7,361,268
負債合計	10,121,972	7,361,268
純資産の部		
元本等		
元本	1,259,787,400	1,072,997,135
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△637,493,842	△507,136,374
（分配準備積立金）	45,579,975	47,776,379
元本等合計	622,293,558	565,860,761
純資産合計	622,293,558	565,860,761
負債純資産合計	632,415,530	573,222,029

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第15期 (自 平成20年12月 2 日 至 平成21年12月 1 日)	第16期 (自 平成21年12月 2 日 至 平成22年12月 1 日)
営業収益		
受取配当金	12,023,480	11,987,070
受取利息	4,584	2,258
有価証券売買等損益	76,906,417	41,342,915
その他収益	2,510	1,359
営業収益合計	88,936,991	53,333,602
営業費用		
受託者報酬	652,748	633,024
委託者報酬	9,139,857	8,863,113
その他費用	326,243	316,388
営業費用合計	10,118,848	9,812,525
営業利益又は営業損失（△）	78,818,143	43,521,077
経常利益又は経常損失（△）	78,818,143	43,521,077
当期純利益又は当期純損失（△）	78,818,143	43,521,077
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,131,366	7,710,698
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△768,951,529	△637,493,842
剰余金増加額又は欠損金減少額	57,943,294	94,748,332
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	57,943,294	94,748,332
剰余金減少額又は欠損金増加額	172,384	201,243
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	172,384	201,243
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△637,493,842	△507,136,374

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第15期 自平成20年12月2日 至平成21年12月1日	第16期 自平成21年12月2日 至平成22年12月1日
有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、平成21年9月23日までは金融商品取引所等が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

期 別 項 目	第15期 [平成21年12月1日現在]	第16期 [平成22年12月1日現在]
1. 期首元本額	1,362,096,236円	1,259,787,400円
期中追加設定元本額	332,344円	453,303円
期中解約元本額	102,641,180円	187,243,568円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,259,787,400口	1,072,997,135口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は637,493,842円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は507,136,374円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

期 別 項 目	第15期 自平成20年12月2日 至平成21年12月1日	第16期 自平成21年12月2日 至平成22年12月1日
分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（10,225,786円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（4,184,218円）及び分配準備積立金（35,354,189円）より、分配対象収益は49,764,193円（1万口当たり395.02円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（8,969,731円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（3,580,726円）及び分配準備積立金（38,806,648円）より、分配対象収益は51,357,105円（1万口当たり478.62円）であります。分配を行っておりません。

(追加情報)

第15期 自平成20年12月2日 至平成21年12月1日	第16期 自平成21年12月2日 至平成22年12月1日
—	当期より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。これに伴う損益の影響はありません。

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	第15期 自平成20年12月2日 至平成21年12月1日	第16期 自平成21年12月2日 至平成22年12月1日
1. 金融商品に対する取組方針	—	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	—	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	—	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門（コンプライアンス部門等）が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。

II 金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	第15期 [平成21年12月1日現在]	第16期 [平成22年12月1日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	—	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	—	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	—	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

第15期（平成21年12月1日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	611,839,100円	37,708,405円

合計	611,839,100円	37,708,405円
----	--------------	-------------

第16期（平成22年12月1日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	13,012,715円
合計	13,012,715円

（デリバティブ取引等に関する注記）

第15期（自平成20年12月2日 至平成21年12月1日）

該当事項はありません。

第16期（自平成21年12月2日 至平成22年12月1日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第15期（自平成20年12月2日 至平成21年12月1日）

該当事項はありません。

第16期（自平成21年12月2日 至平成22年12月1日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

期 別	第15期	第16期
項 目	[平成21年12月1日現在]	[平成22年12月1日現在]
1口当たり純資産額	0.4940円	0.5274円
（1万口当たり純資産額）	(4,940円)	(5,274円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

（単位：円）

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単 価	金 額	
長谷工コーポレーション	103,000	75	7,725,000	
日揮	3,000	1,622	4,866,000	
NECネットエスアイ	3,200	959	3,068,800	
エービーシー・マート	1,300	2,827	3,675,100	
ナフコ	2,900	1,288	3,735,200	
東洋水産	2,000	1,776	3,552,000	
シップヘルスケアホールディングス	3,600	984	3,542,400	
日産化学工業	9,000	1,019	9,171,000	
エア・ウォーター	12,000	992	11,904,000	
日本触媒	12,000	792	9,504,000	
イーピーエス	6	183,500	1,101,000	
野村総合研究所	4,000	1,707	6,828,000	
アステラス製薬	3,700	3,020	11,174,000	
参天製薬	3,500	2,884	10,094,000	
ツムラ	1,500	2,557	3,835,500	
日医工	2,500	2,900	7,250,000	
キッセイ薬品工業	1,300	1,537	1,998,100	
東急コミュニティー	2,400	2,288	5,491,200	
ジュピターテレコム	65	85,300	5,544,500	
JXホールディングス	21,200	531	11,257,200	
ブリヂストン	4,000	1,604	6,416,000	
日本電気硝子	7,000	1,138	7,966,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	1,000	2,647	2,647,000	
大和工業	1,100	2,450	2,695,000	
住友電気工業	4,000	1,105	4,420,000	
小松製作所	4,100	2,336	9,577,600	
住友重機械工業	19,000	512	9,728,000	

荏原製作所	16,000	357	5,712,000	
新興プランテック	1,500	704	1,056,000	
THK	2,400	1,740	4,176,000	
日立製作所	16,000	399	6,384,000	
三菱電機	8,000	839	6,712,000	
日本電産	800	8,520	6,816,000	
TDK	2,300	5,400	12,420,000	
アルプス電気	11,800	823	9,711,400	
メイコー	2,000	1,697	3,394,000	
日本光電工業	1,300	1,626	2,113,800	
京セラ	400	8,400	3,360,000	
日東電工	3,300	3,515	11,599,500	
日産自動車	9,900	800	7,920,000	
いすゞ自動車	28,000	376	10,528,000	
トヨタ自動車	3,700	3,310	12,247,000	
本田技研工業	7,200	3,080	22,176,000	
小糸製作所	4,000	1,218	4,872,000	
日本精機	4,000	844	3,376,000	
ドウシシャ	500	1,861	930,500	
黒田電気	4,100	1,017	4,169,700	
ドン・キホーテ	3,100	2,529	7,839,900	
HOYA	3,400	1,940	6,596,000	
キャノン	1,600	3,950	6,320,000	
リコー	6,000	1,190	7,140,000	
アシックス	13,000	929	12,077,000	
パラマウントベッド	1,000	2,176	2,176,000	
任天堂	200	23,230	4,646,000	
伊藤忠商事	16,000	786	12,576,000	
豊田通商	4,100	1,386	5,682,600	
三井物産	11,600	1,318	15,288,800	
住友商事	6,400	1,132	7,244,800	
ケーズホールディングス	2,600	2,167	5,634,200	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	22,700	397	9,011,900	
三井住友フィナンシャルグループ	8,000	2,564	20,512,000	
千葉銀行	19,000	495	9,405,000	
スルガ銀行	13,000	708	9,204,000	
オリックス	1,450	7,220	10,469,000	
野村ホールディングス	13,200	478	6,309,600	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	17,000	299	5,083,000	
東京海上ホールディングス	3,800	2,380	9,044,000	
リロ・ホールディング	4,200	1,340	5,628,000	
アーネストワン	5,100	968	4,936,800	
東海旅客鉄道	24	650,000	15,600,000	
日立物流	2,200	1,220	2,684,000	
上組	15,000	648	9,720,000	
日本電信電話	3,800	3,805	14,459,000	
KDDI	22	486,000	10,692,000	
静岡瓦斯	8,000	451	3,608,000	
ベネッセホールディングス	1,400	3,900	5,460,000	
ソフトバンク	2,100	2,943	6,180,300	
合計	568,567		559,668,400	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成22年12月末現在)

種類	金額	単位
I 資産総額	586,442,152	円
II 負債総額	754,963	円
III 純資産総額(I - II)	585,687,189	円
IV 発行済口数	1,070,566,970	口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.5471	円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(1)受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前記の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人に帰属する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(2)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(3)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(4)償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者として）に支払います。

(5)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(6)受益者に対する特典、受益者名簿、受益者集会

該当事項はありません。

第三部【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】（平成22年12月末現在）

（1）資本金の額

委託会社の資本金の額は、金4億9千万円です。

（2）発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は、39,200株です。

（3）発行済株式数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は、9,800株です。

（4）直近5ヵ年における資本の額の増減

該当事項はありません。

（5）委託会社の機構

①経営体制

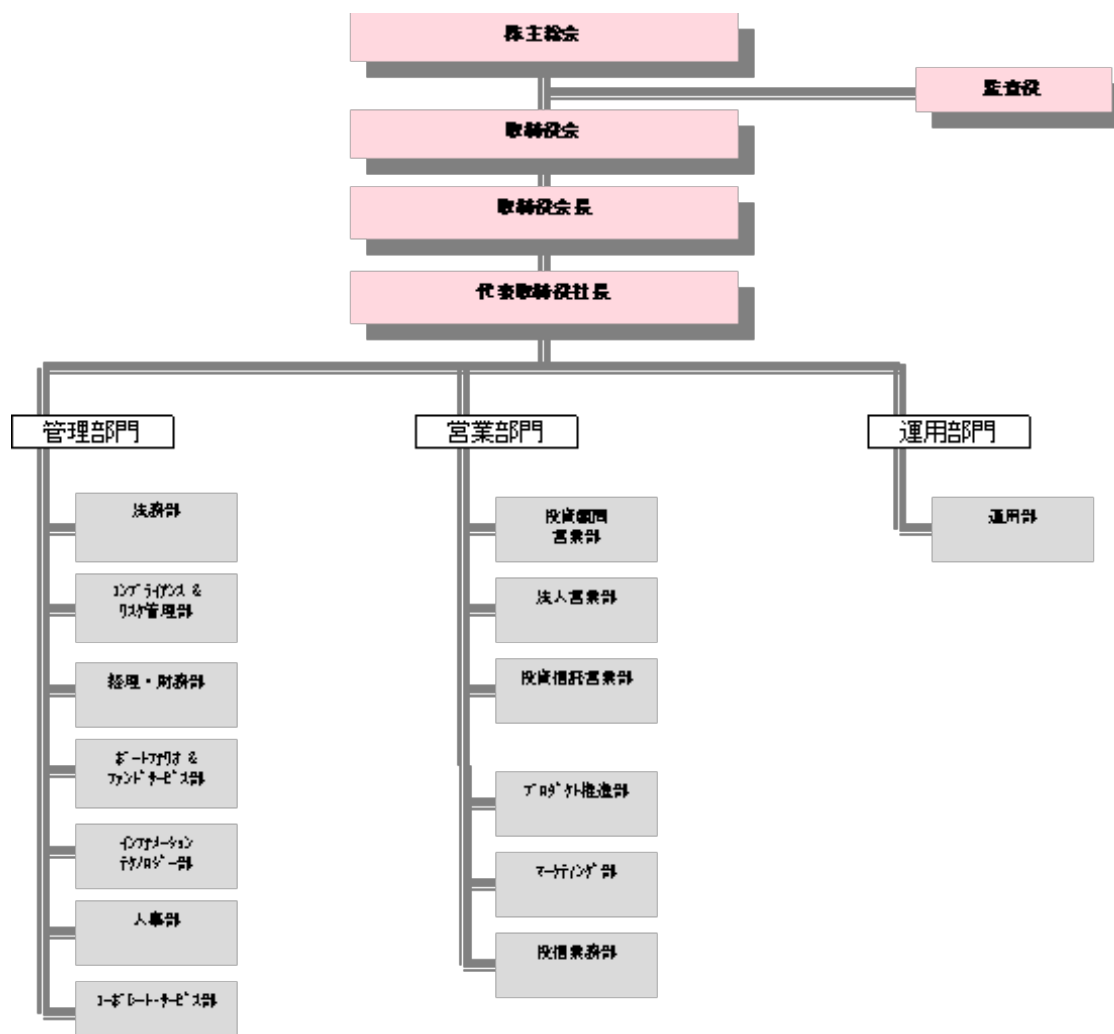
当社業務執行の最高機関としてある取締役会は15名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役1名以上を選任し、うち1名を代表取締役社長とします。また、取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を任命することができます。

取締役会はその決議をもって、当会社の経営に関するすべての重要事項並びに法令または本定款によって定められた事項を決定します。

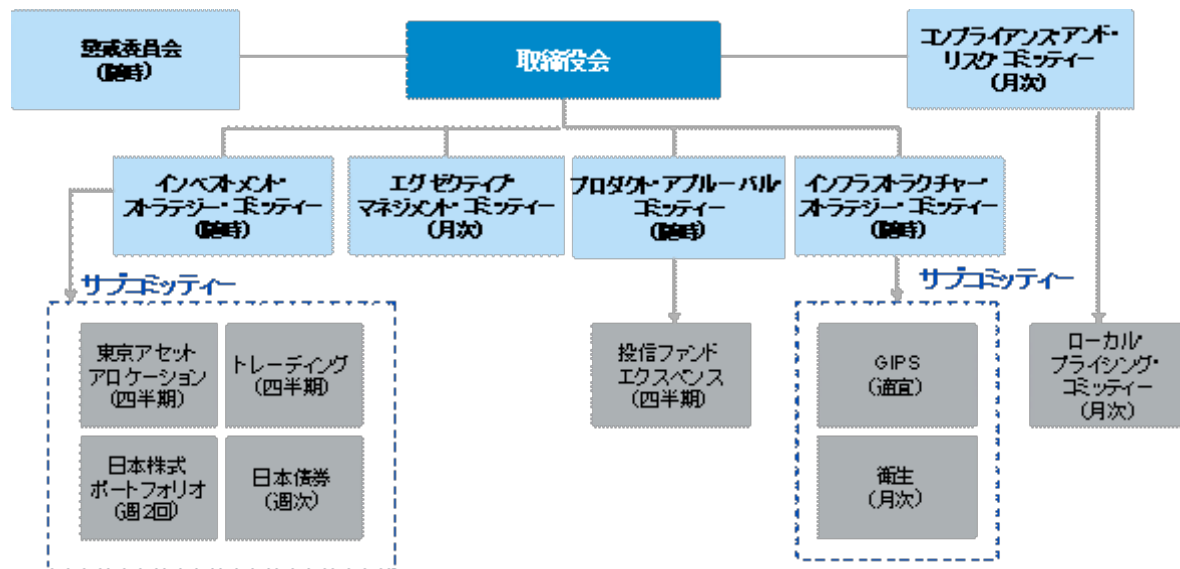
取締役会を招集するには、各取締役及び監査役に対し、会日の少なくとも1週間前に招集通知を発しなければなりません。ただし、取締役及び監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合には、代表取締役社長がこれに代わり、代表取締役社長にも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

※委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



②投資運用の意思決定機構

運用全般にかかわる意思決定は、取締役会から権限を委譲されたインベストメント・ストラテジー・コミッティーで行われます。また各運用商品の投資方針は、インベストメント・ストラテジー・コミッティーの下に設置された以下の各サブコミッティーで決定されます。



東京アセットアロケーション・サブコミッティー

- ・ 国内顧客向け資産配分の決定

日本株式ポートフォリオ・サブコミッティー

- ・ 銘柄の相対ウェイト決定、ポートフォリオリスク特性値の詳細なレビューと管理

日本債券サブコミッティー

- ・ 投資方針・戦略を決定、モデルポートフォリオを構築

トレーディング・サブコミッティー

- ・ トレーディングに関連する業務全般の方針設定や規定遵守の確認

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務を行っています。さらに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として有価証券の売買の媒介等に関する第一種金融商品取引業務等を行っています。

平成22年12月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数（本）	純資産総額（円）
単位型株式投資信託	5	11,581,888,322
追加型株式投資信託	55	295,902,181,682
合計	60	307,484,070,004

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第18期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第19期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条、第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第19期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。第20期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第18期 (平成21年3月31日)	第19期 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	6,193,111	4,745,576
立替金	510	-
前払費用	80,113	82,097
未収入金	119,162	138,812
未収委託者報酬	441,824	570,274
未収運用受託報酬	361,950	364,881
未収還付法人税等	655,717	311,724
未収還付消費税等	22,842	45,279
1年内受取予定の長期差入保証金	225,214	-
繰延税金資産	358,015	-
流動資産合計	8,458,463	6,258,646
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	*1 41,311	70,329
器具備品(純額)	*1 50,498	52,614
有形固定資産合計	91,810	122,944
無形固定資産		
電話加入権	3,699	3,699
ソフトウェア	24,118	16,813
無形固定資産合計	27,818	20,513
投資その他の資産		
繰延税金資産	527,842	-
長期差入保証金	13,560	242,519
その他投資	1,550	950
貸倒引当金	△950	△950
投資その他の資産合計	542,002	242,519
固定資産合計	661,631	385,977
資産合計	9,120,095	6,644,623

(単位：千円)

	第18期 (平成21年3月31日)	第19期 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	45,718	36,569
未払金		
未払収益分配金	937	937
未払償還金	14,645	22,543
未払手数料	168,331	225,816
その他未払金	1,736,144	813,722
未払費用	93,487	76,294
未払法人税等	-	3,966
1年内返済予定の長期借入金	*2 1,500,000	-
事務所移転費用引当金	221,200	-
賞与引当金	166,386	119,258
流動負債合計	3,946,852	1,299,108
固定負債		
長期未払金	24,388	16,229
長期未払費用	32,999	32,270
長期借入金	*2 -	1,500,000
退職給付引当金	597,667	653,359
役員退職慰労引当金	3,532	4,249
固定負債合計	658,588	2,206,109
負債合計	4,605,440	3,505,217
純資産の部		
株主資本		

資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金合計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,524,654	2,149,405
利益剰余金合計	3,524,654	2,149,405
株主資本合計	4,514,654	3,139,405
純資産合計	4,514,654	3,139,405
負債純資産合計	9,120,095	6,644,623

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
営業収益		
委託者報酬	6,220,233	4,909,646
運用受託報酬	1,773,261	1,018,661
その他営業収益	1,789,952	1,450,025
営業収益計	9,783,447	7,378,334
営業費用		
支払手数料	2,678,701	2,124,496
広告宣伝費	145,118	116,791
公告費	3,888	2,813
調査費		
調査費	355,459	352,011
委託調査費	1,722,638	1,271,472
図書費	4,882	2,656
委託計算費	91,708	81,437
事務委託費	6,705	5,330
営業雑経費		
通信費	24,665	19,274
印刷費	50,143	29,403
協会費	15,610	9,525
諸会費	3,123	3,453
その他営業費用	9,279	-
営業費用計	5,111,924	4,018,665
一般管理費		
給料		
役員報酬	137,027	222,550
給料・手当	1,844,125	1,486,119
賞与	386,529	397,283
交際費	11,587	6,083
旅費交通費	58,171	27,732
租税公課	25,903	22,035
不動産賃借料	344,360	397,618
賞与引当金繰入	166,260	119,258
退職給付費用	121,628	87,568
役員退職慰労引当金繰入	5,186	1,323
法定福利費	263,051	169,083
固定資産減価償却費	48,736	50,678
諸経費	887,978	801,228
一般管理費計	4,300,549	3,788,563
営業利益（△営業損失）	370,973	△428,895
営業外収益		
受取利息	34,530	4,665
有価証券売却益	11,137	-
時効償還金	29,114	-
雑益	2,918	13,301
営業外収益計	77,700	17,967

営業外費用		
支払利息	*2	23,869
為替差損		18,250
事務処理損失		803
雑損失		1,817
営業外費用計		44,740
経常利益（△経常損失）		403,933
特別利益		
事務所移転費用引当金戻入額	*9	-
過年度運用受託報酬	*4	109,800
過年度その他営業収益	*5	5,742
特別利益計		115,543
特別損失		
割増退職金等	*6	632,250
事務所移転費用	*7	8,500
事務所移転費用引当金繰入	*8	221,200
過年度退職給付費用	*10	-
過年度調査費	*3	20,087
固定資産除却損	*1	48
特別損失計		882,087
税引前当期純利益		
（△税引前当期純損失）		△362,610
法人税、住民税及び事業税		530
過年度未払法人税等取崩益		-
過年度法人税等		△311,724
法人税等調整額		96,723
法人税等合計		△214,470
当期純利益（△当期純損失）		△148,139

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
株主資本		
資本金		
前期末残高	490,000	490,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	500,000	500,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,672,793	3,524,654
当期変動額		
純利益（△純損失）	△148,139	△1,375,248
当期変動額合計	△148,139	△1,375,248
当期末残高	3,524,654	2,149,405
株主資本合計		
前期末残高	4,662,793	4,514,654
当期変動額		
純利益（△純損失）	△148,139	△1,375,248
当期変動額合計	△148,139	△1,375,248
当期末残高	4,514,654	3,139,405
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		

前期末残高	15,436	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△15,436	-
当期変動額合計	△15,436	-
当期末残高	-	-

重要な会計方針

項 目	第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は、全部純資産直入法により 処理し、売却原価は、移動平均法により 算定）	その他有価証券 同左
2.固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左
3.引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。 (5) 事務所移転費用引当金 当事業年度において、従来より賃借していた事務所の解約を決定したため、これに係る原状回復工事費用等を見積り計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左 -----
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

(会計処理方法の変更)

第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
（リース取引に関する会計基準） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響額は軽微であります。	-----

（表示方法の変更）

第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
（貸借対照表） 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「未収運用受託報酬」として計上しております。 （損益計算書） 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「運用受託報酬」として計上しております。	-----

注記事項

（貸借対照表関係）

第18期 平成21年3月31日現在	第19期 平成22年3月31日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 182,416千円 器具備品 279,725千円 *2 関係会社項目 流動負債 1年内返済予定の長期借入金 1,500,000千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 16,965千円 器具備品 130,699千円 *2 関係会社項目 固定負債 長期借入金 1,500,000千円

（損益計算書関係）

第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
*1. 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。 器具備品 48千円 *2. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社への支払利息 23,816千円 *3. 過年度調査費は、過年度の調査費の計上額に誤りがあったため、当期に修正をしたものであります。	*1. 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。 建物附属設備 36,303千円 器具備品 10,948千円 *2. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社への支払利息 17,054千円 *9. 事務所移転費用引当金戻入額は、昨年度見積り計上しました事務所の原状回復工事費用等の過大見積り計上額を取り崩したものであります。

*4. 過年度運用受託報酬は、過年度の運用受託報酬の計上額に誤りがあったため、当期に修正をしたものであります。

*5. 過年度その他営業収益は、過年度のその他営業収益の計上額に誤りがあったため、当期に修正をしたものであります。

*6. 割増退職金等には、リストラクチャリングに伴う人員削減のための割増退職金等を計上しております。

*7. 事務所移転費用には、事務所移転の事前調査に係る費用等を計上しております。

*8. 事務所移転費用引当金繰入には、従来より賃借していた事務所の原状回復工事費用等を見積り計上しております。

*10. 過年度退職給付費用は、出向者に対する過年度退職給付費用の計上額に誤りがあったため、当期に修正をしたものであります。

（株主資本等変動計算書関係）

第18期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第17期事業年度末 株式数	第18期事業年度 増加株式数	第18期事業年度 減少株式数	第18期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第19期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第18期事業年度末 株式数	第19期事業年度 増加株式数	第19期事業年度 減少株式数	第19期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
改正後の財務諸表等規則第8の6により記載を省略しております。	財務諸表等規則第8の6により記載を省略しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

区 分	第18期 (平成21年3月31日現在)			第19期 (平成22年3月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差 額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差 額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他	-	-	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他	-	-	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第18期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
85,137	11,205	67

第19期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第19期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資本の充実を図るために必要な資金をグループ会社より劣後ローンとして借入しております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、有価証券等の自己ポジションは持たず、デリバティブ取引等も行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありませんが、定期預金は、銀行の信用リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。

未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の上昇リスクを抑制するため、借入金と同額以上を定期預金として高格付けの銀行に預け入れております。

また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。

③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

余剰資金は1ヵ月の定期預金でのみ運用することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	4,745,576	4,745,576	—
(2) 未収委託者報酬	570,274	570,274	—
(3) 未収運用受託報酬	364,881	364,881	—
資産計	5,680,731	5,680,731	—
(1) その他未払金	813,722	813,722	—
(2) 長期借入金	1,500,000	1,500,000	—
負債計	2,313,722	2,313,722	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬

未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) その他未払金

その他未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によっており、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
預金	4,745,576	—
未収委託者報酬	570,274	—
未収運用受託報酬	364,881	—
合計	5,680,731	—

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超
長期借入金	—	1,500,000	—

合計	—	1,500,000	—
----	---	-----------	---

(退職給付関係)

第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度を採用しております。 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付引当金 597,667千円 3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 121,628千円 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付引当金 653,359千円 3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 87,568千円 過年度退職給付費用 6,916千円 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

(税効果会計関係)

第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 千円 賞与引当金損金算入 限度超過額 67,702 未払費用否認 466,037 退職給付引当金損金 算入限度超過額 243,190 役員退職慰労引当金否認 1,437 未確定債権債務に係る 為替差損益 53,264 その他 5,409 税務上の繰越欠損金 76,709 繰延税金資産合計 913,753 繰延税金負債 未収還付事業税 △25,383 その他 △2,512 繰延税金負債合計 △27,895 差引:繰延税金資産の純額 885,857 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳 当事業年度は税引前当期純損失となっており、かつ、税務上の課税所得も発生していないため記載を省略しております。	1. 繰延税金資産発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 千円 賞与引当金損金算入 限度超過額 47,979 未払費用否認 233,031 退職給付引当金損金 算入限度超過額 265,859 役員退職慰労引当金否認 1,729 未確定債権債務に係る 為替差損益 57,817 その他 36,191 税務上の繰越欠損金 271,935 繰延税金資産小計 914,544 評価性引当額 △914,544 繰延税金資産合計 — 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳 同左

(関連当事者との取引)

第18期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー	イギリス、ロンドン市	537,500ユーロ	持株会社	被所有 直接100%	資金の借入	利息の支払 (注1)	千円 23,816	長期 借入金 その他 未払金	千円 1,500,000 2,802

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期限2年、満期一括返済としております。
なお、担保は提供していません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取 (注1) サービス提供業務報酬の受取 (注2) 情報提供業務報酬の受取(注3) 過年度運用受託報酬の受取 (注1) 過年度情報提供業務報酬の受取(注3) 運用再委託報酬の支払 (注1) 調査費の支払(注3) 過年度調査費の支払(注3) その他営業費用の支払 (注3) 一般管理費(諸経費)の支払(注3)	千円 118,615 810,824 196,325 1,344 5,742 1,223,351 111,246 20,087 9,279 83,337	未収運用受託報酬 未収入金 未払金(その他未払金)	千円 4,214 811,525
親会社 の子会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	17.1百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任	運用受託報酬の受取 (注1) 過年度運用受託報酬の受取(注1)	86,906 108,456	未収運用受託報酬	101,625

- (注1) 各社間の投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

- (注2) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

- (注3) 情報提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第19期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー	イギリス、ロンドン市	537,500 ユーロ	持株会社	被所有 直接100%	資金の借入	利息の支払 (注1)	千円 17,054	長期 借入金 その他 未払金	千円 1,500,000 1,988

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期限2年、満期一括返済としております。

なお、担保は提供しておりません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70百万 ポンド	投資運用 業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取 (注1) サービス 提供業務 報酬の受取 (注2) 情報提供 業務報酬の受 取(注3) 運用再委託 報酬の支払 (注1) 調査費の 支払(注3) 一般管理費 (諸経費) の支払(注3)	千円 52,303 527,923 154,799 901,912 130,019 47,615	未収運用受託報酬 未収入金 未払金 (その他 未払金)	千円 5,700 66,379 242,261
親会社 の子会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	17.1百万 ポンド	投資運用 業	-	運用受託契約の再委任	運用受託報酬の受取 (注1)	74,646	未収運用受託報酬	98,288

(注1) 各社間の投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注2) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注3) 情報提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第18期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日		第19期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日	
1株当たり純資産額	460,679円05銭	1株当たり純資産額	320,347円54銭
1株当たり当期純損失	15,116円23銭	1株当たり当期純損失	140,331円50銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純損失の算定上の基礎		1株当たり当期純損失の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純損失	148,139千円	損益計算書上の当期純損失	1,375,248千円
普通株式に係る当期純損失	148,139千円	普通株式に係る当期純損失	1,375,248千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳		普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800株	普通株式の期中平均株式数	9,800株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第20期 中間会計期間末 平成22年9月30日	
資 産 の 部	
流 動 資 産	
預金	4,695,079
前払費用	101,935
未収入金	160,897
未収委託者報酬	1,114,972
未収運用受託報酬	301,541
未収還付法人税等	100,500
流 動 資 産 合 計	6,474,926
固 定 資 産	
有 形 固 定 資 産	
建物附属設備(純額)	*1 121,338
器具備品(純額)	*1 43,011
有形固定資産合計	164,349
無 形 固 定 資 産	16,778
投資その他の資産	
長期差入保証金	242,619
その他投資	950
貸倒引当金	△ 950
投資その他の資産合計	242,619
固 定 資 産 合 計	423,748
資 産 合 計	6,898,674

(単位：千円)

第20期 中間会計期間末 平成22年9月30日	
負 債 の 部	
流 動 負 債	
預り金	35,240
未払金	988,800
未払費用	144,182
未払法人税等	8,728
未払消費税等	*2 22,425
1年内返済予定の長期借入金	1,500,000
賞与引当金	356,039
流 動 負 債 合 計	3,055,417
固 定 負 債	
長期未払金	15,327
長期未払費用	23,627
退職給付引当金	678,283
役員退職慰労引当金	5,366
資産除去債務	81,475
固 定 負 債 合 計	804,080
負 債 合 計	3,859,497
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	
資本金	490,000
資本剰余金	
資本準備金	500,000
資本剰余金合計	500,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	

繰越利益剰余金	2,049,176
利益剰余金合計	2,049,176
株主資本合計	3,039,176
純資産合計	3,039,176
負債純資産合計	6,898,674

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	第20期 中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日
営業収益	
委託者報酬	2,063,452
運用受託報酬	546,679
その他営業収益	862,920
営業収益計	3,473,052
営業費用及び一般管理費	*3 3,582,020
営業損失(△)	△ 108,968
営業外収益	*1 28,420
営業外費用	*2 8,996
経常損失(△)	△ 89,544
特別利益	8,283
特別損失	18,702
税引前中間純損失(△)	△ 99,964
法人税、住民税及び事業税	265
法人税等合計	265
中間純損失(△)	△ 100,229

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第20期 中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日
株主資本	
資本金	
前期末残高	490,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	490,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	500,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	500,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	2,149,405
当中間期変動額	
中間純損失(△)	△ 100,229
当中間期変動額合計	△ 100,229
当中間期末残高	2,049,176
株主資本合計	
前期末残高	3,139,405
当中間期変動額	
中間純損失(△)	△ 100,229
当中間期変動額合計	△ 100,229

当中間期末残高

3,039,176

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項 目	第20期中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日
1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
2. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当中間会計期末日要支給額を計上しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

項 目	第20期中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日
資産除去債務に関する会計基準等の適用	当中間会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、当中間会計期間の営業損失、経常損失については9,135千円、及び税引前中間純損失については21,494千円、それぞれ増加しております。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

項 目	第20期中間会計期間末 平成22年9月30日現在
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備 42,490千円 器具備品 127,751千円
*2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

項 目	第20期中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日
-----	--

*1. 営業外収益の主要項目	受取利息 為替差益 法人税等還付加算金 雑益	1,053千円 13,475千円 9,915千円 3,975千円
*2. 営業外費用の主要項目	支払利息 事務処理損失	7,207千円 1,789千円
*3. 減価償却実施額	有形固定資産 無形固定資産	28,778千円 3,734千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第20期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第19期事業年度末 株式数	第20期中間会計 期間増加株式数	第20期中間会計 期間減少株式数	第20期中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第20期中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日
中間財務諸表等規則第5条の3により記載を省略しております。

（金融商品関係）

第20期中間会計期間末（平成22年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	4,695,079千円	4,695,079千円	—
(2) 未収委託者報酬	1,114,972千円	1,114,972千円	—
(3) 未収運用受託報酬	301,541千円	301,541千円	—
資産計	6,111,593千円	6,111,593千円	—
(1) 未払金	988,800千円	988,800千円	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	1,500,000千円	1,500,000千円	—
負債計	2,488,800千円	2,488,800千円	—

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬

未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金

長期借入金は、変動金利によっており、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超
預金	4,695,079千円	—
未収委託者報酬	1,114,972千円	—
未収運用受託報酬	301,541千円	—
合計	6,111,593千円	—

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超
1年内返済予定の 長期借入金	1,500,000千円	—	—
合計	1,500,000千円	—	—

(資産除去債務関係)

第20期中間会計期間末（平成22年9月30日現在）

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年間（建物附属設備の減価償却期間）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り（1.4%）を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高（注）	80,909千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—千円
その他増減額（△は減少）	566千円
当中間会計期間末残高	<u>81,475千円</u>

（注）当中間会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

2. 貸借対照表に計上しているものの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第20期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,063,452	546,679	753,155	109,765	3,473,052

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報>

第20期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

<報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報>

第20期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

<報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報>

第20期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（１株当たり情報）

第20期中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日	
１株当たり純資産額	310,120円09銭
１株当たり中間純損失	10,227円46銭
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、１株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
１株当たり中間純損失の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失	100,229千円
普通株式に係る中間純損失	100,229千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

平成22年12月末現在において、委託会社およびファンドに重要な影響を与える事実、または予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 野村信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 30,000百万円（平成22年12月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 指定販売会社

名 称	資本金の額		事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	(平成22年12月末現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管、管理、計算等を行います。

(2) 指定販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに償還金および一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 指定販売会社

該当事項はありません。

第3 【その他】

- (1) 目論見書にロゴ・マークやキャッチ・コピー、図案を採用すること、またファンドの形態などを記載することがあります。
- (2) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (3) 目論見書の表紙に当該届出書の使用開始日または使用開始月を記載することがあります。
- (4) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (5) 目論見書に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載することがあります。
- (6) 目論見書に委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載する場合があります。
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第90号
- (7) 目論見書に以下の内容を記載することがあります。

- ・ ファンドに関する金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は委託会社のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- ・ 請求目論見書は販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ・ ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ・ ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者の意向を確認いたします。またファンドの財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において固有財産等と分別管理されています。

- (8) 目論見書に、「その他の留意点」として、以下の内容を記載することがあります。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- (9) 目論見書の巻末に約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (10) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成22年1月20日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・マスター・オープンの平成20年12月2日から平成21年12月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・マスター・オープンの平成21年12月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

シュローダー証券投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年1月12日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・マスター・オープン of 平成21年12月2日から平成22年12月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・マスター・オープン of 平成22年12月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

シュローダー証券投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月22日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月7日

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー証券投信投資顧問株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)